



# 総合共済制度改定 にあたっての



**Q** 掛金の支払方法を教えてください。

**A** 月払いの共済掛金を賃金控除でお支払いいただきます。

**Q** 制度改定に伴い、手続きは必要ですか？

**A** 原則手続き不要です。現行制度は2025年4月1日より新制度の「JR連合総合共済」に制度が改定されます。

**Q** 掛金は変わりますか？

**A** 掛金の変更はございませんが、一部の保障項目や共済金額等が変更されます。具体的な保障内容は裏面をご確認ください。

**Q** 共済金の請求手続きについて教えてください。

**A** 所属の労働組合までお申し出ください。  
労働組合を通じて、必要書類および手続き方法をご案内いたします。

**Q** 退職後も引き続き加入できますか？

**A** 退職後に退職者連絡会等の退職者組織に所属される場合は、総合(慶弔)共済の交運2型に移行(加入)いただくことで、満70歳を迎えた共済期間満了日まで保障を継続できます。  
ただし、退職後に退職者組織に所属されない場合には、保障の継続はできず退職をもって解約となります。  
交運2型はJR連合総合共済とは共済掛金や保障内容が異なるだけでなく、支払方法も年払い・口座振替となります。  
詳しくは交運共済生協までお問い合わせください。

**Q** 共済金の請求に時効はありますか？

**A** 現行制度・新制度ともに、事由発生日から3年を経過した場合は時効となります。  
ご請求漏れのないように充分ご注意ください。

**Q** 現行制度の傷病給付と新制度の傷病見舞金は主にどのような点が変わりますか？

**A** 現行制度の傷病給付は契約者・配偶者・子供の入院(契約者に限り休業を含む)が対象でしたが、新制度の傷病見舞金は契約者の休業のみ対象となります。  
ただし、新制度では契約者に限り入院共済金の保障がございます。  
また、共済金のご請求の際に、現行制度では休業した場合、公的証明書と所属労働組合の証明が必要でしたが、新制度では所属労働組合の証明のみ必要(公的証明書は不要)となります。

**Q** 新制度の死亡弔慰金(親の死亡)は実父母のみ対象ですか？

**A** 同居の有無に関わらず、契約者・配偶者それぞれの実父母・養父母・継父母の死亡について、死亡慰弔金(親の死亡)をお支払いいたします。対象者が異なる場合は、あらためて共済金をご請求いただけます。

**Q** 2025年4月1日の制度改定前後にまたがって休業している場合、どのように給付されますか？

**A** 2025年4月1日の制度改定前後にまたがって休業している場合の主な給付例は下記のとおりです。

〈給付例①〉 ← 継続して14日休業 →

2025年3月31日まで 10日間休業	2025年4月1日以降 4日間休業
	新制度から支払い (休業14日以上)

〈給付例②〉 ← 継続して20日休業 →

2025年3月31日まで 10日間休業	2025年4月1日以降 10日間休業
	新制度から支払い (休業14日以上)

※旧制度の休業20日以上のご請求いただけません。

〈給付例③〉 ← 継続して60日休業 →

2025年3月31日まで 20日間休業	2025年4月1日以降 40日間休業
現行制度から支払い (休業20日以上)	新制度から支払い (休業30日以上)

※旧制度の休業60日以上のご請求いただけません。

〈給付例④〉 ← 継続して100日休業 →

2025年3月31日まで 60日間休業	2025年4月1日以降 40日間休業
現行制度から支払い (休業20日以上・60日以上)	新制度から支払い (休業90日以上)

※旧制度の休業90日以上のご請求いただけません。

※現行制度の本人・配偶者・子供傷病の入院については、2025年3月31日までに現行制度の支払い基準を満たしている場合、共済金のお支払い対象となります。

**Q** 住宅災害に遭った場合の共済金の請求手続きについて教えてください。

**A** 所属の労働組合までお申し出ください。  
なお、こくみん共済coopの住まいる共済にも加入されている方は、こくみん共済coop住宅損害受付センターでも受付が可能です。